

鹿屋市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画等の策定について

1 計画策定の趣旨

現行の鹿屋市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）が令和8年度をもって終了することから、本市の高齢者福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する新たな計画として、令和9年度以降の次期計画（以下「第10期計画」という。）を策定するもの

2 計画の位置付け

令和6年に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法において、市町村には新たに認知症施策推進計画策定の努力義務が生じたことから、これを包含した計画として策定する。

(1) 市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）

- 高齢者福祉事業の供給体制の確保に関する計画
- 確保すべき高齢者福祉事業の量の目標やその確保のための方策など

(2) 市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）

- 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画
- 介護サービスの種類ごとの量の見込みや介護保険料、介護予防等に関して取り組む施策など

(3) 市町村成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用促進に関する法律第14条）

- 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画
- 成年後見制度に関する（1）（2）の計画と一体的な計画として策定

(4) 市町村認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条）

- 認知症施策に関する総合・基本的な方向性を示す計画
- 当事者の意見を踏まえながら認知症に関する（1）（2）の計画等と調和を保つ計画として策定

3 計画期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

4 計画策定の進め方

第10期計画の策定に当たっては、高齢者等や介護事業所へのアンケート調査を行い、その現状を把握するとともに、第9期計画の検証や本市の現状分析、地域課題の整理等を行い、本協議会の意見等を踏まえ、令和9年3月までに策定する。

5 今後のスケジュール

時 期	内 容	
7月8日(水)	第1回協議会	現状把握や分析、課題等について協議
9月下旬～10月上旬	第2回協議会	計画内容の協議
11月中旬	第3回協議会	計画案の協議